

川崎市高津区選挙管理委員会告示第 29 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の川崎市長選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 49 条第 1 項及び第 270 条の 2 第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和 7 年 10 月 12 日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 石 貫 玲 子

1 川崎市高津区役所内 川崎市高津区選挙管理委員会事務室

- (1) 所 在 地 川崎市高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号
- (2) 事務取扱期間 令和 7 年 10 月 13 日から令和 7 年 10 月 25 日まで
- (3) 事務取扱時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

2 川崎市高津区役所 橘出張所

- (1) 所 在 地 川崎市高津区千年 1362 番地 1
- (2) 事務取扱期間 令和 7 年 10 月 13 日から令和 7 年 10 月 25 日まで
- (3) 事務取扱時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 56 条の事務は取り扱わない。